

立会事務官の1日のスケジュール

8:30 ☀️

業務開始

検察官と取調べの打ち合わせなどをし、1日のスケジュールを確認します。
在宅事件（被疑者が身柄拘束されていない事件）の取調べを行うこともあります。



10:00

弁解録取手続

警察が被疑者を連れてきてくれるので、検察事務官は被疑者等が話したことをパソコンに打ち込んでいきます。

取調べの状況は録音録画をするので、事前準備が大事！

弁解録取手続とは・・・
逮捕されている被疑者の言い分を聞いて、引き続き身柄拘束をする必要があるかを検察官が検討します

12:00 🍱

お昼休憩

同期で集まってお弁当を食べたり、庁舎近くのお店に行ったりします！



13:00

取調べ

被疑者だけでなく、参考人（被害者、目撃者等）からも話を聞きます。

取調べがないときには、事件記録を読み込んだり、防犯カメラ映像の確認をしたりもします。

15:00

書類作成

検察官が検討した事件の処理方針にあわせて必要書類を作成をしたり、翌日の取調べに向けた準備をしたりします。

当日に何があってもいいように入念に準備！



17:15 🌙

業務終了

事件によっては時間制約があるので、時間外に取調べを行ったり、書類作成を行うこともあります。